

評価シート（年度評価）

名古屋市笹島寮の管理運営状況（令和5年度）

1 基本情報 <所管局:健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人 芳龍福祉会		
主な業務内容	保護施設（更生施設）の管理運営		
評価対象期間	令和5年4月～令和6年3月	指定管理期間	令和2年4月～令和7年3月

2 評価結果

評価項目			評価区分	特記事項
1 基本事項	(1) 平等利用	入所にあたって不公平が生じていないか。	○	
	(2) 情報管理	情報の管理・保護が適切になされているか。	○	
	(3) 職員体制	職員の配置、勤務実績、労働環境等は適切か。	○	
	(4) 法令等の遵守	法令、協定書等を遵守しているか。	○	
	(5) 関係機関等との連携	関係機関等との連携が図られているか。	○	
	(6) 事故・災害等への対策・対応	事故・災害等発生時の対策・対応が行われているか。	○	
2 維持管理	(1) 建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理されているか。	○	
	(2) 警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	○	
	(3) 衛生管理	衛生管理が適切に行われているか。	○	
	(4) 備品の管理	備品が適切に管理されているか。	○	
3 サービス	(1) 利用実績	利用実績は適切か。	○	
	(2) 事業実施状況	事業計画に沿った事業が実施されているか。	○	
	(3) 利用促進	利用促進のための基本姿勢が認められるか。	○	
	(4) 処遇内容	入所者への処遇は適切に行われているか。	○	
	(5) 付随事業	付随事業は適切に実施されているか。	○	
	(6) 苦情・要望の把握・対応	利用者の意見、苦情を受けて、迅速に対応できているか。	○	
4 経費等	(1) 執行状況	指定管理料は適正に執行されているか。	○	一部の契約方法に再検討の余地あり
	(2) 再委託	再委託の内容・方法は適正か。	○	

【総合評価】

所管局のコメント・特記事項等
管理運営状況は概ね適切であると認められた。 これまで繰り返し改善指導を求めてきた通所事業の運用については、評価年度において改善が見られ、同事業実施要綱等に則った運用が実施されるようになった。 一部の業務委託の契約方法について、同社会福祉法人が定める経理規程に照らし再検討すべき余地が認められた。

施設の現状

名古屋市笹島寮

施設の現状	施設概要							
	生活保護法に基づく更生施設で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者が入所して、生活扶助を受けることを目的とする施設である。							
	市の収支状況(千円)（5年度決算(見込)額）							
	支出			収入				
	指定管理料	その他	計	自己負担金	その他特定財源	一般財源	計	利用料金
	126,071	0	126,071	5,433	43,137	77,501	126,071	
	特記事項							
市の収支状況内訳 （支出）126,070,822円 （収入）（自己負担金）5,433,318円（国庫）43,136,553円（一般財源）77,500,951円								
管理運営指標の状況	取組状況							
	指標		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
	入所率(年間延べ実入所者数の合計を定員で割り戻したもの)		%	53.2	35.6	37.6	46.9	
	特記事項							
	令和5年度は前年度と比較して入所率が上昇した。							

※支出のうち「その他」欄は、経常修繕費等を記載

評価シート（指定期間を通じた評価）

名古屋市笹島寮における指定管理者の管理運営実績

1 基本情報

<所管局：健康福祉局>

指定管理者	社会福祉法人 芳龍福祉会		
主な業務内容	保護施設（更生施設）の管理運営		
評価対象期間	令和2年4月～令和6年3月	指定管理期間	令和2年4月～令和7年3月

2 管理運営状況（評価結果の推移）

評価項目		評価区分				特記事項
1 基本事項		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	研修の受講に課題があったが、改善された。
(1) 平等利用		○	○	○	○	
(2) 情報管理		○	○	○	○	
(3) 職員体制		○	○	△	○	
(4) 法令等の遵守		○	○	○	○	
(5) 関係機関等との連携		○	○	○	○	
(6) 事故・災害等への対策・対応		○	○	○	○	
2 維持管理		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
(1) 建物・設備の保守点検		○	○	○	○	
(2) 警備業務		○	○	○	○	
(3) 清掃業務		○	○	○	○	
(4) 備品の管理		○	○	○	○	
3 サービス		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	付帯事業である通所事業の運用が、要綱に則った実施へと改善された。
(1) 利用実績		○	○	○	○	
(2) 事業実施状況		○	○	○	○	
(3) 広報・PRの実施		○	○	○	○	
(4) 接客態度		○	○	○	○	
(5) 付帯事業		△	△	△	○	
(6) 苦情・要望の把握・対応		○	○	○	○	
4 経費等		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	
(1) 執行状況		△	○	○	○	
(2) 再委託		○	○	○	○	
	年度ごとの総合評価（所管局のコメント・特記事項等）					
2 年度	通所事業について、新規でサービスの提供を開始した者で、早期に生活保護法における自立支援プログラムの活用に移行するものがある一方、長期間に渡りサービスを受けている者もある。この点については昨年度も同様の評価をしているが、今年度においてもサービスの提供状況に改善は見られなかった。 剰余金について、協定第 13 条第 5 項に基づく配慮をしなければならないという認識はあるものの、実際に検討をしたという実績はなかった。 その他事項については概ね良好な施設運営を行っている。					

3 年度	通所事業について、新規でサービスの提供を開始した者で、早期に生活保護法における自立支援プログラムをはじめとした社会資源の活用に移行するものがある一方、長期間に渡りサービスを受けている者もいる。この点については2年度も同様の評価をしており、問題意識はあるものの、現状改善には至っていない。 剰余金の活用に関して、実際に活用することはなかったが、市との協議・検討がなされた。 その他事項については概ね良好な施設運営を行っている。
4 年度	通所事業に関する評価は、2年度から複数年度に渡って同様の評価をしている。課題認識はしているものの、前年度同様改善には至っていない。 その他サービスとして、入浴機会の増加をするなど、利用者にとってよりよい住環境整備に取り組む姿勢は見られた。
5 年度	管理運営状況は概ね適切であると認められた。 これまで繰り返し改善指導を求めてきた通所事業の運用については、評価年度において改善が見られ、同事業実施要綱等に則った運用が実施されるようになった。 契約方法については再検討の余地が認められた。

3 利用状況等

具体的な取り組みや成果等
保護の実施機関からの依頼には原則として受け入れる方針を立て、概ね方針どおりに実施していたことから、施設の設置目的は果たされた。

4 収支状況等

具体的な取り組みや成果等
剰余金の活用に関する検討もされ、指定管理料は適正に執行された。

5 利用者の意見や満足度等

利用者の意見や満足度等の内容・推移
施設利用者の満足度は、指定期間において概ね 7 割程度であった。また、給食と医務室に関する満足度が高かった。

6 総合評価

所管局のコメント・特記事項等
概ね適切に施設運営がされていた。また、改善が必要な事項についても、市との協議を経て改善する姿勢が見られた。